

福岡県公報

平成17年10月12日

第2447号

目 次

告 示 (第1912号—第1929号)

○保安林予定森林の所在場所等	(治山課) 1
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) 2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
○町の字の区域及び名称の変更	(地方課) 3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 6
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 6
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 7
○村の廃置分合に伴う上毛町の人口	(地方課) 7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 8
○平成十七年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画	(農地整備課) 8
○生活保護法に基づく介護機関の指定の取消し	(監査保護課) 9
公 告	
○落札者等の公示	(新産業・技術振興課) 9
再 掲	

○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(警察本部交通規制課) 9

告 示

福岡県告示第1912号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬字黒木1409、1436、1437の1、1437の3、1437の12から1437の14まで、1437の16、1437の20、1437の23、1437の24、1437の26、1437の28、1437の30、1437の32、1437の33、1437の35から1437の37まで、1437の39から1437の41まで、1437の43、1437の46、1437の50、1437の53、1437の56、1437の57、1437の59から1437の61まで、1437の64、1437の76、1437の83、1437の85、1437の87、1437の93、1437の99、1437の114、字大谷1446、1493の2、1557の1、1557の5、1564の12から1564の14まで、1564の24、1564の27、1566の1、1571、1572、1573の1、1573の2、1574の2、1575の2、1576の1、1576の5、1577の3、1564の5から1564の7まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字苗ヶ尾1583、1586、1587の1、1587の2、1588、1589、1591、1592の1から1592の3まで、1598、1600、1604、1608、1609、1610の1、1611の1、1611の2、1612、1615の1、1615の2、1615の4、1615の6、1615の8、1615の10、1615の11、1615の14、1615の18、1617の1、1617の6、1655、1670の1、1670の2、1671、1673、1687の4、1696の2、1697、1714の1、1714の4、1714の6、1714の8、1714の9、1714の11から1714の15まで、1714の17から1714の23まで、1714の26、1714の27、1714の30、1714の31、1714の34、1714の36から1714の39まで、1714の42、1714の45、1714の46、1714の48、1714の49、1714の56、1714の58、1714の59、1714の64、1714の68、1714の70から1714の75まで、1714の103、1714の107、1718の2、1718の4、1718の5、1718の7、1718の9、1718の10、1718の14、1718の17、1718の18、1718の22から1718の27まで、1718の33、1718の34、1718の3

9から1718の41まで、1718の43から1718の46まで、1718の48、1718の53、1718の54、1718の82、1718の86、1718の90、1718の92、1718の93、1718の95、1720の1、1721、1669の1（次の図に示す部分に限る。）、字中の原1722の1、1722の3、1723の1、1725、1741の1、1742、1746の1、1747、1760の1、1744（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1913号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和49年2月5日福岡県告示第153号

2 變更に係る指定施業要件

（1）立木の伐採の方法 変更しない。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1914号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和52年10月11日農林水産省告示第1023号（2に係るものに限る。）

2 變更に係る指定施業要件

（1）立木の伐採の方法 変更しない。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1915号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市河東字山崎365番1及び361番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市河東368番地

花田 英司

福岡県告示第1916号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大保字毎々1044番2、1044番3、1044番4、1056番、1057番3、1058番2及び1059番2、字北小路1064番3及び1064番4、並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市大保1067番地1

森山 嘉範

福岡県告示第1917号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、新宮町長から新宮町の字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

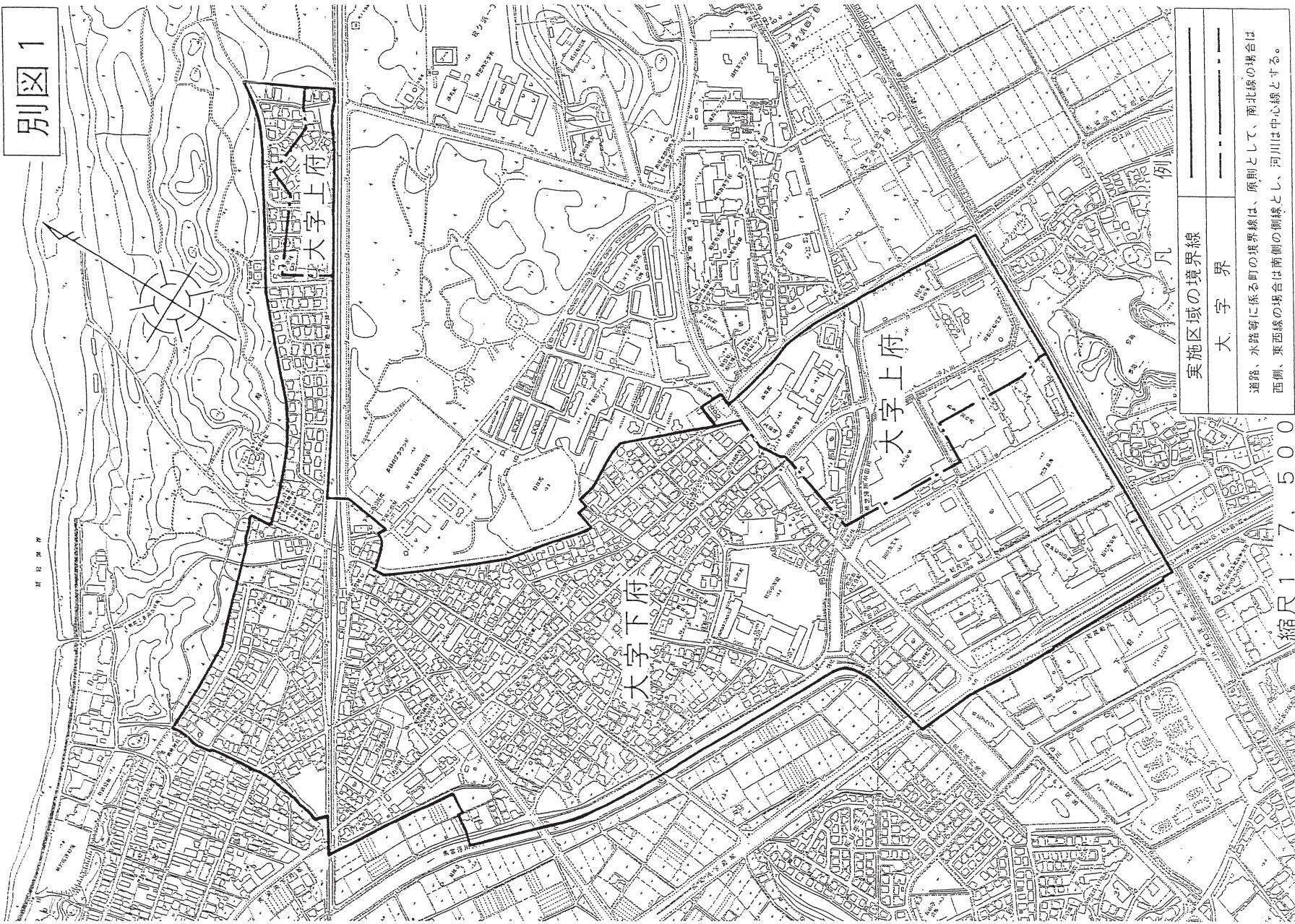
上記処分は、平成17年11月19日から効力を生ずるものとする。

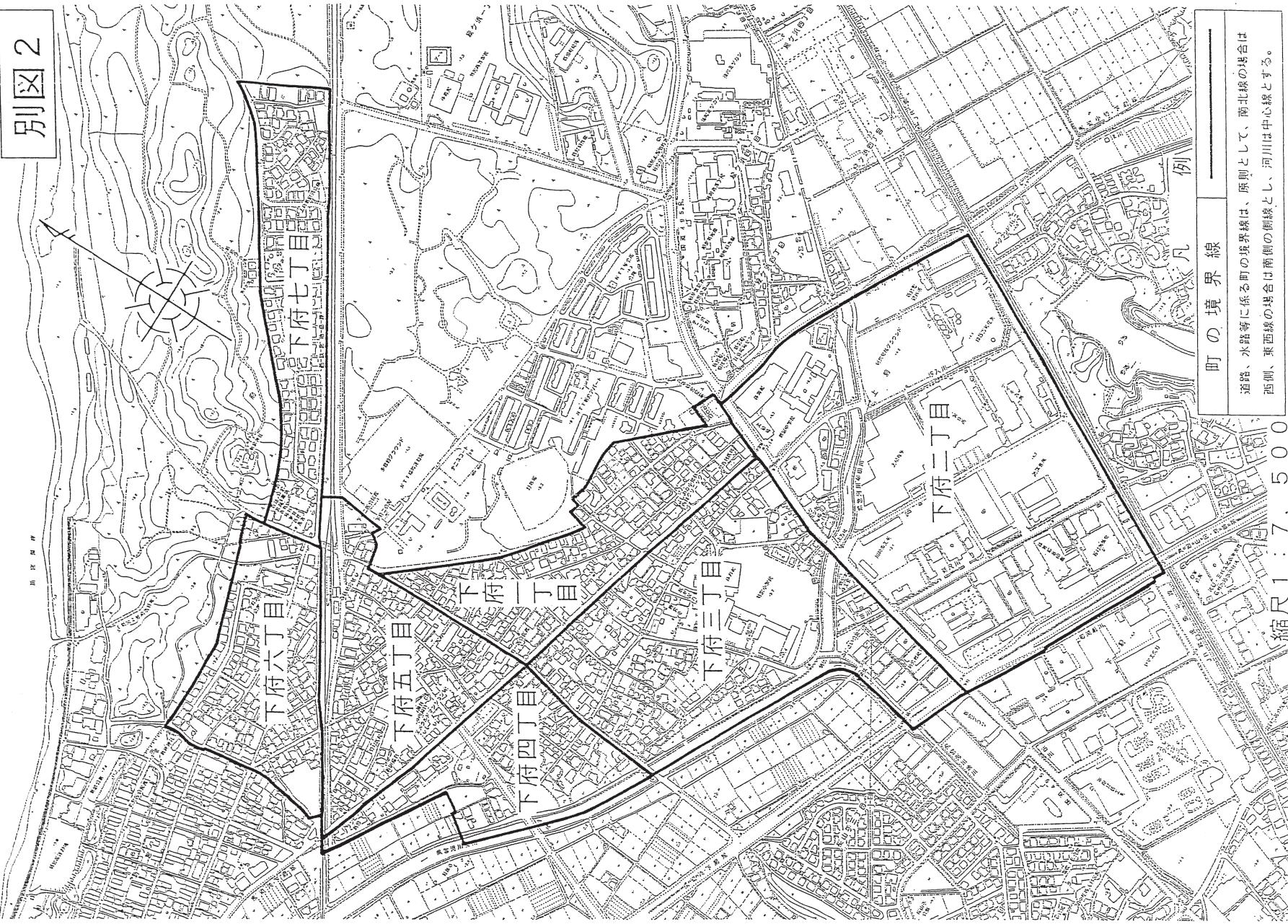
平成17年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

別図1の区域内の字の区域及び名称を別図2のように変更する。

別図1





福岡県告示第1918号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年7月19日福岡県告示第1188号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1919号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年12月14日農林水産省告示第2500号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び勝山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1920号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年5月28日福岡県告示第842号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1921号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市大字太宰府字冷林330番3、334番1、335番1、335番2、336番、338番、350番1、350番3、350番5、357番2及び357番8並びに大字太宰府5405番2並びにこれらの区域内の水路である市有地の全部

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅前2丁目15番7号

学校法人 九州情報大学 理事長 麻生 維美

福岡県告示第1922号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市朱雀4丁目2616番3及び2616番11から2616番14まで

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

太宰府市朱雀3丁目4番5号

青柳 ミドリ

福岡県告示第1923号

平成17年10月11日から築上郡新吉富村及び同郡太平村を廃し、その区域をもって築上郡上毛町を置いたことに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第1項の規定に基づき、築上郡上毛町の人口を次のとおり告示する。

平成17年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

築上郡上毛町 8,296人

福岡県告示第1924号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日

平成17年9月2日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称

N P O 法人 L i n k フォーラム

- (2) 代表者の氏名

青木 一功

- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区吉塚四丁目6番25-703号

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、平和を推進するために、戦争体験者と次世代とを繋ぐシンポジウム・講演会・展示会、またパネルディスカッション等を企画開催する事業を行う。もって戦争体験者又は高齢者と次世代を担う人間との絆を深め、すべての人々が平和に生きていける平和な社会づくりを形成することにより、社会全体の公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1925号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日

平成17年9月2日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称

特定非営利活動法人なごみの家

- (2) 代表者の氏名

毛利 秋子

- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市早良区東入部一丁目4番2号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、介護保険を中心とした高齢者の地域生活の維持と、障がい者や地域住民の生活支援に関する事業等を行い、地域福祉の向上と充実に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1926号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年9月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称
特定非営利活動法人自閉症くらし応援舎T O U C H
- (2) 代表者の氏名
大森 博子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市博多区千代一丁目23番19-302号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、自閉症児者に対して、それぞれの個別のニーズに関する事業を行い、これを関係諸機関と連携しながら実施することで、その育成と豊かな地域生活を支援するとともに、同法人の目的に賛同する家族・関係者の理解・協力のもと、専門性を有するボランティアや指導者の育成、啓発活動を行なっていくことで、自閉症児者の地域生活を支え、法人として社会に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1927号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年10月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日

平成17年9月12日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称

特定非営利活動法人博多ミラベル21

- (2) 代表者の氏名

藤原 慎吾

- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区春吉三丁目21番8号

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者・高齢者・児童など福祉を必要とする人々に対する福祉支援活動、これらの人々やそれ以外の一般市民に対する食の安全性及び食文化に関する啓発事業並びにシェフ等に対する技術能力の開発、就業支援及び交流促進等の事業活動を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1928号

平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業に係る実施計画の認可申請があったので、石炭鉱業の構造調整の完了に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）附則第2条第6項によりなおその効力を有するとされた旧臨時石炭鉱害復旧法（昭和27年法律第295号）第57条第1項及び石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年政令第42号）附則第2条第7項によりなおその効力を有するとされた旧臨時石炭鉱害復旧法施行令（昭和27年政令第333号）第14条第1項第2号の規定により公示し、当該申請に係る実施計画を次

のように縦覧に供する。

平成17年10月12日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する実施計画	実施地区名	復旧工事の施行者	縦覧場所	縦覧期間
平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画	下境Ⅱ(1)	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	福岡県飯塚農林事務所	平成17年10月12日～平成17年10月31日

福岡県告示第1929号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第2項の規定に基づき、指定介護機関の指定を取り消したので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月12日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定の取消年月日
久居116	デイサービスボンジュー ル	久留米市荒木町荒木1516番地1	17・9・30
久居152	グループホームアンジュ	久留米市荒木町荒木1537番地3	17・9・30

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成17年10月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 契約に係る調達物品の名称及び数量

非接触式熱計測システム 1式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県工業技術センター機械電子研究所

(2) 所在地

北九州市八幡西区則松3丁目6番1号

3 契約の相手方を決定した日

平成17年9月7日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社ユーエスアイ

(2) 住所

福岡市中央区高砂1丁目11番3号

5 落札金額

38,039,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成17年7月27日

再掲

福岡県公安委員会公告式規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第18号）第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会規則第15号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成17年9月30日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1高速自動車国道の部九州横断自動車道の項中「うきは市浮羽町穂坂」を「朝倉郡杷木町大字穂坂」に改め、同表一般国道の部199号の項中

北九州市若松区中川町354番 6地先から同市八幡西区美吉野1167番 7地先まで
北九州市戸畠区川代1丁目46番から同市若松区本町3丁目548番11まで

を

北九州市若松区中川町354番 6地先から同市八幡西区美吉野1167番 7地先まで
--

に改め、同部208号の項中「大字西

蒲池」を「西蒲池」に改め、同表県道の部筑紫野古賀線の項中「大字久保」を「久保」に改め、同部水田大川線の項中「大字西蒲池」を「西蒲池」に改め、同部福岡東環状線の項中「大字南里」を「南里1丁目」に改め、同部久留米筑紫野線の項中「大字松崎」を「松崎」に改め、同表市道の部福岡高速2号線の項中「大字水城2丁目」を「水城2丁目」に改め、同部中

二島片山1号線	北九州市若松区二島5丁目5番1地先から同区片山1丁目6番106地先まで
---------	-------------------------------------

を

二島片山1号線	北九州市若松区二島5丁目5番1地先から同区片山1丁目6番106地先まで
川代本町1号線	北九州市戸畠区川代1丁目60番3地先から同市若松区本町3丁目548番2まで

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1県道の部福岡東環状線の項の改正規定は、平成17年10月8日から施行する。